

平成30年第8回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成30年12月10日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員 1番 東郷 克己 2番 山崎 敦志
 4番 橋 俊明 5番 坂口 重良
 6番 岩井智恵子 7番 津村 俊二
 8番 矢野 隆行 9番 田中 陽介
 10番 稲垣 誠亮 11番 山本 剛
 12番 鈴木 市朗 13番 工藤 義明
 14番 野並 享子 15番 東郷 正明
 16番 北村五十鈴 17番 荒川 泰宏
 18番 立入三千男

不応招議員 3番 長谷川崇朗

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	西村 健
政策調整部長	竹中 宏	総務部長 選挙管理委員会書記長	小山 日出夫
市民部長	田中 千晴	健康福祉部長	高橋 謙二
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	赤坂 悦男	都市建設部長	三上 忠宏
環境経済部長	遠藤 由隆	教育部長	吉川 武克
政策調整部次長	吉田 和司	総務部次長	川端 貴美子
広報秘書課長	北脇 康久	総務課長	辻 昭典

出席した事務局職員の氏名

事務局長	瀬川 俊英	事務局次長	遠藤 総一郎
書記	吉川 加代子	書記	坂口 稔

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(橋 俊明君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は17人、欠席議員1人。欠席議員は3番、長谷川崇朗議員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名は12月6日と同様であり、配付を省略しましたので、ご了承願います。

(日程第1)

○議長(橋 俊明君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、第5番、坂口重良議員、第6番、岩井智恵子議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(橋 俊明君) 日程第2、12月7日に引き続き、一般質問を行います。

発言順位は、12月7日と同様、一般質問一覧表のとおりであります。

順次発言を許します。

それでは、通告第11号、第2番、山崎敦志議員。

○2番(山崎敦志君) 皆さん、おはようございます。

一般質問を予備日まで使うというのは、慎重な審議が続いていると思います。3日目の1番ということで緊張しておりますけれど、重複しているところは割愛させていただき、報告させていただきます。

第2番、新誠会、山崎です。一般質問させていただきます。

それでは質問させていただきます。大きく3点ございます。

1 番目、通学路の安全対策進捗状況についてということで、3 月議会の一般質問でこの件についてお尋ねし、回答をいただいています。それによると、交通規制要望一覧と野洲市通学路交通安全プログラム対策必要箇所を整合させる旨、回答をいただいておりますが、今年度の交通安全対策推進会議では整合性がとれているかをお尋ねしたいと思います。教育長、お願いいたします。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 議員の皆さん、おはようございます。

それでは、山崎議員の通学路の安全対策進捗状況についてのご質問の1 点目、交通規制要望一覧と通学路交通安全対策推進会議との整合性についてお答えいたします。

守山警察署に提出しています交通規制要望一覧と今年度、教育委員会が開催しています通学路交通安全推進会議、そしてその推進会議で策定しております野洲市通学路交通安全プログラムとは整合させるよう進めております。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 山崎議員。

○2 番（山崎敦志君） 整合性というものはなかなか地域の安全と通学路がぴったし一致するわけじゃないですけど、やはり年度予算等々あって、後も質問させていただきまされど、できる限り、一昨日もありましたように信号というものがなかなか付きづらけれど、やはり子どもを守る通学路に関する対策を積極的にやっていただきたい、そういう要望を継続して、今後続けていただきたいと思います。

じゃ、2 つ目ですけど、3 0 年度通学路交通安全プログラムの対策必要箇所等学区別集計表における対策箇所は、平成 2 9 年度新規把握箇所 6 カ所を含む 8 7 カ所であるとまとめられております。ハード対策完了箇所は 4 0 カ所、対策未完了が 4 7 カ所あり、2 8 年度の対策完了実績が 3 0 カ所という報告をいただいて、2 9 年度 1 0 カ所が追加されました。内訳としてはグリーンベルトの実施 8 カ所、通学路注意等路面標示施工 2 カ所、合わせて 1 0 カ所を一応、インターネットまとめとか、公開されております。

そこでお尋ねします。通学路における子どもたちの安全を確保するためのグリーンベルト（緑の標示）を今年度も実施する報告をいただいておりますが、そこでグリーンベルト施工 8 カ所の、これは既に済んでいるところですけど、2 9 年度、実施区分はどこかということと施工距離、全長どれだけやられたか。また、通学路注意等路面標示実施された場所はどこか、お尋ねします。

○議長（橋 俊明君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 議員の皆さん、おはようございます。

それでは、山崎議員の平成29年度の実施箇所についてのご質問にお答えをいたします。

まず、グリーンベルト施工8カ所でございますが、1カ所目は大篠原自治会館前の市道1号線で、国道8号から光善寺川付近までの延長410メートルでございます。

2カ所目が高木自治会内の市道1号支線、市道高木本線で、延長は254メートルでございます。

3カ所目が大篠原街道の市道成橋向山線で、市道1号線から延長673メートルの区間でございます。

4カ所目は五条、野田地先の市道六条野田線で、兵主大社参道から野田の八幡神社までの区間、延長1,072メートルでございます。

5カ所目が乙窪地先の市道乙窪里ノ内線で、ガソリンスタンドから乙窪自治会館付近までの延長255メートルでございます。

6カ所目は六条地先の市道六条中央線で、六条自治会館から国道477号方面へ延長446メートルの区間でございます。

7カ所目でございますが、井口、堤、須原地先につながる市道西河原堤線他で延長1,413メートルです。

最後、8カ所目でございますが、吉川地先の市道吉川中瀬線他で、延長356メートルとなっております。以上8カ所の合計延長は4,879メートルでございます。

次に、通学路注意等の路面標示の施工箇所2カ所でございますが、いずれも県道であるために滋賀県が施工をされております。

1カ所目は小南地先の県道近江八幡守山線で、道路面に「通学路」の文字の標示をいただいております。

2カ所目が西河原地先の同じく県道近江八幡守山線で、施工内容につきましては、県道を横断する通学路に設置してございます横断歩道のグリーンベルト化でございます。これにつきましては、横断歩道をより鮮明にするため、白線の間を緑色に塗ることで通学路であることを通行車両に認識させる効果がございます。

以上が平成29年度に実施をいたしました10カ所の区間や場所でございます。

○議長（橋 俊明君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。

かなり市内の5,000メートルに近く、通学路に関する安全に近いグリーンベルトをつくっていただいて、ありがたいと思います。

続いて、これは29年度、今、30年度、勉強会で一部報告をいただいているんですけど、30年度の状況はどの程度進んでおりますか、お教え下さい。

○議長（橋 俊明君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） それでは、30年度内のハード対策の実施状況につきまして、お答えを申し上げます。

平成30年度につきましては、通学路変更に伴います安全対策といたしまして、三上学区の七間場住宅13号線のグリーンベルト182メートルと「通学路注意」の路面標示を施工いたしております。

篠原学区では小堤地先の市道小堤永原線と国道8号との交差点の拡幅を含みます通学路の安全対策といたしまして、グリーンベルト、路面標示を現在実施しているところでございます。

また、五条地先におきまして、滋賀県公安委員会の1灯式信号機が撤去されるに伴い、市道六条野田線と市道五条吉川湖岸線との交差点に薄層カラー舗装、埋設型の自発光式道路鋸の設置、「通学路注意」の路面標示の施工を行っているところでございまして、通行する車両への注意喚起を促してまいります。

その他、市内全域では、通学路となります交差点横断歩道のグリーンベルト化工事を60カ所について行っておりますが、今年度の点検結果を踏まえまして、6カ所を追加いたしまして、66カ所の施工をする予定でございます。

今後の予定ですが、市道長島線のグリーンベルト工事を580メートル、それから八夫から木部へ向かう市道西河原八夫線のグリーンベルト工事を530メートル、あと虫生から木部へと向かう市道木部童子川線のグリーンベルト工事を300メートル、そして市道乙窪里ノ内線のグリーンベルトを110メートル実施する予定をしております。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。

前年から今年度の経過、各学区エリア、小学校区ごとに順次進めていただいております。年度予算がありますけれど、今後、継続して安全対策を進めてもらいたいと思います。

先ほども一部三上の地先で通学路の変更があったということを知っておりますけれど、

3つ目として、対策未完了箇所がまだ47カ所、市長からも言われています諸般の事情等がある、どうしても対策ができない箇所があるということで、通学路の変更を検討されているのか、またこれまで通学路の変更を実施されたことがありますかということでちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、対策未完了箇所47カ所の通学路を変更したかどうかについてお答えいたします。

まず、その前に、そもそも通学路は当該地域のPTAと自治会で決定、もしくは変更していただくというのを基本としております。そして、その結果を学校とか教育委員会に報告いただくという、そういうシステムになっておりますので、ご了解願いたいと思います。

こうした前提のもとで、対策未完了47カ所の通学路の変更の検討は、通学路交通安全対策推進会議におきまして、地域の自治会やPTA等の委員の皆さんに、通学路に危険箇所があるルートならば視点を変えて、その危険箇所を迂回できるようルート変更が可能か検討をお願いしました。また、同時に教育委員会からも危険箇所を迂回できるように、今まで2カ所のルート変更の提案をさせていただきました、その推進委員会で論議をいただきました。しかし、地域の自治会とかPTAの皆さんでその協議、検討をされました結果、プログラムの危険箇所を迂回するための通学路変更が行われたという例はございません。

なお、プログラムの危険箇所を迂回するためのものではありませんけれども、地域自治会やPTAで通学路の変更をされた例が2つございます。数年前ですが、野洲小学校では野洲小学校区の妓王井川沿いの「市道小篠原稲辻線」から市役所前の「市道中央線」への変更と、妓王井川沿いの道幅が非常に狭くて危ないということで、歩道があるこの大きな市役所前の通りに変更するという、こういう例がございます。それから、三上小学校区では「県道小島野洲線」から野洲川寄りに入った「市道野洲川下新田線」及び「市道七間場住宅13号線」、七間場のところなんですけども、そこが大きい道は危ない、交通量が多いですから、その七間場の中を通る道に変更というふうな例がございます。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。

順次、地域からの全てこちらからというか、行政からそういう審議会等々の意見を十分理解していただいて、政策の中に入れていただいているということは感じました。なかなか

か地元というか、子どもたちの、特に通学については、できる限り、住民が見えるところ、防犯も含めて、道がよければいいんじゃないかと、住民から死角になるような通学路というのはできるだけ私は避けたいと思います。今回も三上地先でいくと、七間場のところも住宅が延長になったから、通学路を変更して、それまで住宅がないとお墓の際ですので、より心配なことがあります。

そういうふうに、やはり地域開発にあわせた通学路の変更も地元から出てくるかどうかわかりませんが、やはりパトロールしていただいているときに問題がある箇所というのは、審議会で協議していただく、今後も続けていただきたいと思います。ありがとうございました。

じゃ、次、2点目の方なんですけれど、危機管理対策、これについてちょっとお尋ねします。

今年は自然災害（西日本の豪雨、北海道胆振東部地震、本土台風の上陸が5回）と地域住民に大きな被害を及ぼした年になりました。いまだ自宅に戻れず、仮設住宅で住まいされている被災者の心のケアも十分ではありません。

今年は野洲市においては重篤な被害は少なかったことはありがたいことですが、いつ自然災害に見舞われるかもしれません。野洲市が発令される避難情報は、お年寄りや体の不自由な方に避難開始を促す「避難準備・高齢者等避難開始」、指定された避難箇所へ速やかに避難を促す「避難勧告」、危険が切迫し緊急な避難を促す「避難指示」の3段階に分かれています。とるべき行動として、お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子どもがいらっしゃる方など、避難に時間のかかる方をその避難を支援する方、避難準備の段階で避難開始を促す、これらを踏まえてお伺いいたします。

情報伝達試験として、11月21日にJアラートテストが定時試験放送と同じぐらいの音量で実施された。試験において市民に対する意識調査（はっきりと内容が聞き取れた。内容が聞き取れない等）の実施はされたのか。されていれば、どのような結果であったか、市民部長にお尋ねいたします。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 議員の皆様、おはようございます。

それでは、山崎議員の危機管理対策の避難所運営についてのご質問の1点目、Jアラートの全国一斉情報伝達試験時の市民に対する意識調査についてのご質問にお答えいたします。

Jアラートの全国一斉情報伝達試験の音量に係る市民への意識調査につきましては、実施はしてございません。防災行政無線につきましては、防災行政無線設置時に音達区域の設定を行っておりまして、一定の音量を確保しているところでございます。しかしながら、毎月定時放送も含め、市民より防災無線が聞こえづらいとの連絡があった場合には、この聞こえづらいと連絡があった当該子局の放送状態を次回の放送時や試験放送などによりまして、確認をしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。

多分、一定の音量、私ども住宅地にある防災無線の音量は住宅の方は大きい、農村地域では聞こえづらい。特に冬場と夏場、台風関係とか、そういうものは夏場ということで、情報があるんですけど、冬場、災害的には数は少ないと思うんですけど、やっぱり夏期、冬期の音量関係は何か調整されていますか。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） この行政防災無線の音量でございますけれども、これはどの子局に対しても、ワット数を最大限で設定をしてございます。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。

なかなか音量を変えたりという人が、どここのところでも、設定を変えるということは、それをもう一度確認しないかんとということで、最大限常にやっていただいている、聞こえない場合は、やはりその不便性があるところにはマイクとスピーカーの増設と、そういうことをまた今後検討していただければいいのかなと思います。

じゃ、続いて、先般の台風24号では、テレビ報道などで詳しい情報を得て、避難準備が発令される前に、あれは夕方に接近しておりましたので、日中に高齢者、体の不自由な方が自主避難されたことを確認しています。避難は基本3段階のマニュアルを作成されておりますが、自主避難に関するマニュアルは存在するのか、また自主避難に関わる自治会との連携についてどのような考え方を持っておられるか、お尋ねしたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、山崎議員の2点目のご質問の自主避難所に係るマ

マニュアルの存在、並びに自主避難所に係る自治会役員との連携についてのご質問にお答えいたします。

まず、自主避難に関するマニュアルについてでございますが、自主避難は、災害対策基本法に基づき、野洲市地域防災計画に定める避難情報の発令による避難ではございませんでして、避難者が自身の判断により行う避難でございますので、自主避難に関するマニュアルはございません。

しかしながら、市の自主避難所の設置から閉鎖までの考え方を市民に十分にご理解いただく必要があることを考え、自主避難所の考え方をまとめまして、去る10月15日に開催されました野洲市自治連合会第3回の役員会に説明をして、ご理解をいただいておりますと共に、次年度には、全戸回覧による周知や台風などで自主避難所に入られる前にまとめたチラシ等をお配りして、周知したいと考えております。

なお、市の自主避難所の考え方でございますが、今年は全国各地で豪雨、大型台風による甚大な被害が発生していることを受けて、避難情報発令基準には満たないものの、本市に台風が接近、あるいは通過するおそれがある場合や、長時間降り続く雨の影響などで洪水や土砂災害の発生が懸念される場合に気象状況を勘案して、風雨が強まるまでの早い目の段階で避難者が自分の判断で避難することができるよう、今年度から避難所を設けることとしたものでございます。

したがって、台風第24号の襲来時も被害や自主避難を希望される方が想定されたために、台風接近前に自主避難所を開設しております。

次に、自治会役員との連携についてでございますが、自治会役員の連携につきましては、自主避難所の開設の対象地区となる自治連合会会長や、あと特に土砂災害の警戒区域に係る自治会長の方には事前に連絡をさせていただきまして、自主避難所開設の周知を行っております。また、対象となる地区に災害時に自力での避難が難しい、第三者の手助けが必要な高齢者の方や障がいのある方などがおられる場合には、自治会で避難の支援をいただいているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。

今お話しいただいた内容で、自主避難についてもできる限り避難できる時間帯に進めていただいたということで、今回、地元で聞きますと、一時避難という形でコミセンをあげ

ていただいたと。広域になりますので、いろんな方、今回、前も報告いただいたみたいに三上のコミセンが30名ちょっと超えていたぐらい。その要因として、別の自治会の一時避難する者がその前の台風で被害が出ていたために、コミセンみかみの方へ10人ほど移動されたということを聞いています。やはり、地域のそういう災害に対する備えということで、できる限り地域のそういう避難所、どういふのかな、協働推進課で公民館建設資金の補助金とか、いろいろ制度は設けておられますけれど、やはり災害時に避難するそういう場所、最低限度、雨、風がしのげる安全な場所というのは、通常の申請以外でも対策の中に、対策というか、台風被害に関する対策に対する補助的なものは先行させていただけるのか、これは私の考えですけど、いかがですか。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） ちょっとご質問を確認させていただきたいんですけども、台風時に避難する補助金ということじゃ。

○議長（橋 俊明君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） 詳しく自治会名を申します。妙光寺自治会の公民館がその前の台風で屋根が飛んで危険ということで5人、障がいを持たれている方が少しでも台風が近付いたら避難されている。それはもう自主避難で、毎回台風の時には避難。山、崖崩れがありそうな家の方、高齢者の方は毎回避難されています。今回、事前にその公民館に被害があったので、ただ、まだ修復ができていないので、コミセンみかみの方まで補助をいただきながら避難されたというようなことがあって、それで、避難所の中でも地域ごとに部屋の中を区分して下さるんですけど、なかなか一緒には、地域ごとにいろんな人が大きなところに1つに固まるというのは無理なので、できるだけ避難所の配慮として、地区ごとに顔見知りを入れてやっておられます。

そういうふうな現状があったので、そういういろんな補助金がありますけれど、台風被害にもたらず、そういう避難所の修復に対する補助というのは、優先的にまた窓口をあげていただけるのかという質問です。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、自治会に台風などによって避難があった場合の優先的な支援といいますか、補助ということのご質問だと理解いたしておりますが、この自治会館の建設補助金というのがございまして、こちらの方で自治会館の修復、修繕、あるいは改修等につきましては、対応させていただいておるところでございます。したがいま

して、今回の災害に対する特別な補助金というものに対しましてはございません。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） 今、部長が言われたのは、私も十分知っています。結局、申請して次年度しか予算がとれないシステムですから、そういう、少しぐらいのものであれば、自治会の費用でやると思うんですけど、やはり台風被害によって、地域の避難場所としているところがそういう被害に遭ったときに、その台風被害の対策補助として、復旧補助としてそういうのは優先してもらえるのかということで、今の説明だと、今までの形の公民館建設補助金、3分の1の補助を提出してもらったら、次年度に回りますよということだったら、1年待たないかんということになるので、そういうのが早急に補助の枠の中に入れてもらえるのかということなんですけれど、そういうのもだめなんですね。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 現在のところ、緊急枠に多分なるかと思うんですけども、というのを特別に設けてはございませんので、そのような対応はちょっと今のところ、難しいということでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） わかりました。自主財源がある地域だと、必ず多分自分たちでもやると思うんですけど、そういう今後の課題として、今言われたそういうものを助成、費用がかかるということは、やっぱり別途議会にそういう予算、全ての被害に含めた形で、また予算計上、補正予算が必要だと思いますけれど、そういうことの被害の内容も今後、検討を含めていただければいいのかなというふうに考えております。

じゃ、あとはちょっと、3つ目の質問は一応、自治会のこの前の形で終わっておりますので、大体内容も聞いております。次の問題は、今後のあれですけど、4つの避難準備段階で自主避難への対応での問題点はあったのか検証されましたかと4つ目の方に、3つ目を飛ばして、4つ目だけお願いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、4点目のご質問の避難準備段階での自主避難者への対応の問題は検証されたのかというご質問でございますが、避難準備段階につきましては、自主避難所開設の準備段階としてお答えさせていただきたいと考えます。

自主避難所開設の準備段階では問題はなかったと考えております。今年は全国各地で豪雨、台風などによりまして、甚大な被害が発生していることを受けて、先ほどもお答えいたしました。今年度から一時的に自主避難所を開設することとしておりまして、風雨が強まるまでの早い目の段階で避難者が自分の判断で避難することができるよう、今回は、9月30日ですね、24号の場合は、13時に各学区に自主避難所を設けております。

ただし、反省点といたしましては、自主避難者を受け入れるにあたりまして、自主避難所の開設閉鎖にあたっての考え方が事前に十分に周知できていなかったということから、一部の避難者に誤解を与える結果になったと考えております。

この結果を踏まえまして、1点目のご質問でも回答をさせていただきましたが、自主避難所の考え方をまとめて、去る野洲市自治連合会の役員会に説明をいたしまして、ご理解をいただいているところでございまして、また来年度の出水期前に、また全戸回覧による周知や台風等での自主避難に入られる前にチラシ等でお配りしてお知らせして、周知してまいりたいということは考えております。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。

野洲市自体が住みよい安全なまちということでそういう体制、大きな被害がないときだと安易に考えがちなんですけど、やっぱり周りの地域、いつ災害が来るかわからないこの気象状況ですので、できる範囲、そういう面に目を配っていただきたい。ありがとうございます。

じゃ、大きく3点目です。ちょっと都市計画税についても一昨日からかなり市長から詳しくお話を聞いております。前文の方だけ、ちょっと質問ではないですけど、考え的なことを述べさせていただいて、一部質問を割愛させていただく部分があると思います。

野洲市が今後、均衡のとれた発展をしていくためには、一般財源頼り、先日言われた70億円、今までに要していると、都市計画を進められていますが、もう限界であります。主要幹線（国8バイパス、湖南幹線）の完成を数年後に控え、これからの幹線道路を野洲市の地元発展にしっかりとつなげていくためには、主要幹線と接続する市内道路の整備管理が重要であります。また、異常が通常となりつつある昨今の気象状況から、河川改修の重要性も高まっています。こうした今後の発展や安心を確保するための事業を進めるためにも、他市で既に取り入れられている都市計画税導入は必要と考えます。名のとおり、都

市計画に絞って活用される目的税というのは、この前からの説明で十分聞いております。また、道路整備をやるためには、市街化調整区域における新たな地区計画策定も検討が必要と考えております。

一方、市民からは、これまで導入が見送られた経緯や消費税8%から10%となる厳しい状況のもとで、なぜ今なのか、あるいはその必要性について疑問の声が上がっています。この辺については、市長の方から細かい説明をいただいています。

1つ目に書いてあったものについては、もうこの前から十分説明、今やらなきゃいけないということも私たちは十分感じております。

2つ目の質問として、書かせていただいております市街化区域が対象となっておりますが、市街化調整区域での税負担の具体的な課税対象はいかがになるか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

市長、よろしく願いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 議員の皆さん、おはようございます。

山崎議員の都市計画税についてのご質問で、具体的には市街化調整区域の課税対象ということでもあります。基本的には市街化区域の土地建物が課税の対象ですが、公平性の観点から、市街化調整区域で地区計画制度を使って開発整備されたところにも対象にしようと、これは他のまちでも例があります。本来、市街化区域でないと、土地に建物が建てられないのですが、なかなか市街化区域の設定というのは柔軟性がないので、別の制度で補完的に一段の要件を満たした開発は地区計画を立てることによって整備ができますから、実質市街化区域の設定での土地利用と一緒ということですので、具体的に言えば、竹ヶ丘、もともと課題であったのにいきなり市街化区域にできないということもあって、約350戸を地区計画で認めています。条例で規制をかけていると。市道はそのために整備をしていますし、市道の土地も県から買って、できているということで、基本的に同じ性格を持っているので、それも対象にするということで、その土地と建物に課税するというので、今、検討をしております。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。

野洲市の部分的な地区計画、工業団地的なところも地区計画が上がっていますが、住

宅としては永原のところ辺とか、いろいろと進めていただいています。今後、道路整備等、出てくると思いますが、またそのときには地区計画も検討していただきたい。固定資産税のアップというようなことを質問に書いていたんですけど、この前の説明で十分理解しておりますので、ちょっと省略させていただいて、過去に作成された都市計画道路はほぼ完了しているような形で聞いております。今後、道路整備、河川整備について、前回も言われていましたけれど、やっぱり一般財源で主幹道路、そういうような、今後どのような形で委員会等、計画されていくのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今後の都市整備ということになりますと、まずは都市計画のマスタプランがあって、そして市街化区域の設定というのと、もう一つはこれも先般ご説明しましたように、地方創生でまちづくりビジョンを策定することになっていまして、これも既に策定をして公開をしています。そういったことをもとにするのと共に、今ご指摘いただきましたこれまでの課題であった国8バイパスとか湖南幹線の整備が進んでいますので、それを生かしたまちづくりのための街路ですとか排水対策、そして都市公園、こういうのを整備して行って、都市の安全と機能を高めていくということです。

今まで野洲市は余り都市計画道路という制度で道路整備をしていません。まず、都市計画税の場合、目的税ですから、これをやりますから、これを下さいというものでなくて、私が前から言っていますように装備なので、財源を、やはりきちっと確保した上でないと絵が描けないということなので、どうも野洲市の場合、都市になるときに十分議論しないで、逃げてきてしまっている。この議論がややこしくなっているんですが、本来は16年の合併のときにその財源を装備しておかないとだめなんです。残念ながら、なっていないので、じゃ、何がという議論になります。たちまちは、例えばですけども、先般も説明しましたが、国道8号バイパスから市三宅の方へ行っている道は途中でもう狭くなっています。だから、あれをもっと広げるとか、あるいは今、道路ですが、課題になっているところにバイパスをつくるか、それと従前から私が思っているのは、野洲駅北口へ入る動線が少ないですから、本来竹生、竹ヶ丘から駅への複数の動線を、やはりつくらないとだめだと思います。あと、南口にしても、まだまだ動線が弱い。そういったことを財源の担保を打ちながら、具体的に市民の皆さんにお諮りをして、市街化区域の中での交通の安全と円滑さを生かしていく、いわゆる碁盤目の型の道路整備をしていかないといけないと思っています。

それと、もう一つは排水対策で、本当に弱い。今まで手が付けられていませんでした。ようやく雨水幹線で、これも説明していますように、童子川をさかのぼってですが、まだ中ノ池川ですとか大井川は脆弱なところがあります。それによって、一段の安全を保たせていくとか、これも従前から言っていますが、ここの都市集積がもっと高まれば、こちら側の水をJRを通して、雨水幹線で琵琶湖の方に抜いていく、そういったことも考えられますし、あとこの市役所周辺も本当に危険な状態です。もうかつかつでこれ、今やっていますから、例えば市道の中央線の下に暗渠、流水幹線をつくって、どこかへ抜いていくとか、もうそういった大胆な事業も制度的に、技術的に可能なんですけど、それも、やはり財源がなければできませんので、たちまち道路で言えば、さっき申し上げた行畑から市三宅へ抜くとか、あと北口を抜けてのもう少し複線をやるとか、あと市三宅からコミセンきたのぐらいまでは4車線にするとか、そういった構想のもとに道路整備というのは課題になっていくと思います。

○議長（橋 俊明君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。

私どもの住んでいる地先でいきますと、新幹線を挟んで、あと排水関係、全て新幹線より上のところの開発ということになってくると、今回も調整池をつくらないかんということで開発面積にかなりマイナス面、企業が進出するにしても、なかなかその部分だけがデメリットになる。ますます今後8号線バイパスができて、沿道エリアというのが調整になると思いますので、どういうものが進出してくるか。べったり埋まれば、またその辺の排水経路も重要なことになります。市長、執行部の方には大変かと思いますが、都市計画税、住民に今回、このような時期ですけれど、十分な説明をいただいて、スムーズな賛同を得られるように努力していただきたいということ、お願いになりますけれど、これで質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（橋 俊明君） 次に、通告第12号、第1番、東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） おはようございます。第1番、新誠会、東郷克己でございます。

先週はかなり暖冬ということで暖かい日々が続いておりましたが、先週末から非常に冷え込んでおまして、身の引き締まる思いで今朝を迎えました。また、この質問にあたって、一段と気を引き締めて、ご質問をさせていただきます。

さて、野洲市の課題、その核心は何か、長期短期両面、また野洲市全体からの視点に立って考え、重要と考える施策について質問をいたします。

教育は国家百年の計であると共に、それを受ける側から見れば、自由に空に飛び立つための翼と言えます。野洲市が将来にわたって輝き続けるため、そしてまた子どもたちが自由に夢を追い、挑戦し、輝きのある人生を送るためにも、教育は非常に重要でありますので、まず教育について伺います。

『言語技術』が日本のサッカーを変える」、これは日本サッカー協会会長の田嶋氏の著書ですが、中主子育て講演会で言葉の大切さを語られた際にご紹介をいただきました。サッカーで世界と戦い、活躍するために必要なもの、言い替えると、世界と比べて、最も差があるのが言語技術、つまり自分の考えを言葉にする表現力であり、これを鍛えることが重要という内容でした。私は読んでみて、この言語技術はサッカーのみならず、日本を変える、野洲を変えるとの思いを強くいたしました。

一方で、そうした面から見る現実でございますが、若年層、特に中高生をはじめとする子どもたちにとっては、スマートフォンを通じたコミュニケーションが非常に増大しております。その中では絵文字など、視覚に訴える感情表現が中心で、言葉による表現も、むかつくなど、そのときの思いを直情的に訴えるような言葉、とげのある言葉が使われる傾向が強い他、何でもやばい、何でもかわいいなど、さまざまな情緒の違いを十把一からげに表すような表現が使われるなど、会話で使われる言葉は減り、語彙力の低下が著しいと思われまます。語彙の貧困がキレやすさにつながるなどの指摘もあり、看過できない問題です。

こうした状況を脱して、子どもたちの語彙を増やし、豊かな言語表現を導くためにどのような取り組みをされているのか、伺います。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 東郷克己議員ご質問の豊かなで円滑のコミュニケーションのためにの1点目、子どもたちの語彙を増やし、豊かな言語表現に導く取り組みについてお答えいたします。

議員ご指摘のように、パソコン通信やスマートフォンなどによるSNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）の急速な普及によりまして、子どもたちは日常的に短文とか、あるいは単語、省略語や絵文字などでの連絡を取り合うというふうな状況になっております。こうした子どもたちを取り巻く言語環境はますます厳しいものと考えております。

こうした状況の中で学校や園ではコミュニケーションの基礎となる人間関係づくりに尽力いたしております。それは授業とか保育の場面だけではございません。学校や園での生活全般を通して、班とか小集団、あるいはクラス単位で子どもたちが一緒に遊んだり、同

じ体験や仕事、あるいは学習をする中で意図的にコミュニケーションを図る機会を増やしたりしております。そうして、コミュニケーションをせざるを得ない機会を増やすことによりまして、子どもたちの力を付けていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） ありがとうございます。

学校や園でグループ等をつくっての意図的なコミュニケーションの機会をつくろうとされている取り組みをご紹介いただきました。非常に有効であると思いますし、重要な取り組みであると考えます。

一方といいますか、もう一点、この言語表現等の内容を考えますと、やはり重要なものの1つに、親との、あるいは家族とのコミュニケーション、会話というのがあると思います。これは学校からとか、あるいは市教委からというのはなかなか難しい部分もあるのも承知をしておりますが、やはり保護者に対する啓発といいますか、そうしたことも何らかの形でご注意下さいとか意識をして声かけをして下さい等々の保護者への投げかけのようなものも非常に重要かと考えますが、この点に対して、ご見解を伺いたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 今の件に関しましては、特に園とか学校ではP T Aを中心に教育講演会というのを参観にあわせてやったりしております。ただ、そういう講演会に残っていただけるのは、参観は多いですが、講演になりますと参加されないという状況もあります。そこで、担任が学級通信とか、あるいは学年通信、学校通信などを通じまして、子どもたちの話を聞いて下さるように保護者さんをお願いをしたりとか、そういう啓発活動、あるいはクラス懇談会というのがもうすぐありますけども、そういう学級懇談会等で保護者さんをお願いするというふうなこととか、また特に課題の重い子どもたちにとりましては、保護者と個別面談をしまして、家庭訪問等いろいろ通じまして、そういう家庭でのお話をする事によって、子どもたちが安定をするという場面もありますし、語彙がふえるということもありますので、そういう場面を増やしていただく、また園では絵本の読み聞かせとか、こういうことを通じまして、語彙を豊かにするというふうなことにも取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） ありがとうございます。

講演会や学級通信、懇談会、面談等々、多層にわたっての取り組みをしていただいているということで心強く思いますと共に、なかなか届けたい気持ちがその保護者の方に十分伝わらないというふうなもどかしさも、私もPTAに取り組みさせていただく中で、校長先生等、学校の方ともいろいろ会話する中で、私自身の感覚としても痛感してきたところがございます。

一方で、諦めてはいけないということもありますので、先回の議会で取り上げさせていただいた家庭教育支援というようなことも含めて、今後もお取り組みをいただけたらというふうに思います。

次の質問に移ります。

コミュニケーションには、自分の意思を的確に伝えることと同時に相手の言い分を正しく理解すること、さらにその2つを整理、検討することなどが必要でございます。そして、サッカーの例にもありますように、このコミュニケーションこそ社会で生きていく上で最も重要なものであると考えております。先の質問の語彙を増やす努力と共に、議論するような取り組みも重要と考えます。少し1つ目の質問と重複するところもございますが、現場の認識、取り組みについて伺います。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 議論するような取り組みについてお答えいたしたいと思っております。

幼稚園、小学校、中学校では、ここ3年で順番に学習指導要領が改訂をされていきます。その中で、この改訂の大きな中心は、主体的、対話的で深い学びというのが大きなキーワードになっております。それをもとにしまして、授業を学校では改善するということが、今、一番大きな課題になっております。

野洲市としましても、子どもたちのコミュニケーション能力を育てることを重視していますし、そのためにとりわけ学校では今まで講義中心の授業でしたが、それを積極的に最少は2人、1対1のペアで自分の思いを相手に伝え合う、聞き合うという、こういうふうな、なかなか一斉に30何人が自分の思いを発表というたら、できる子だけになりますけれども、まずペアで隣の子と自分の考えを相手に伝えましょう、相手の考えを聞きましょと、こういうペア学習を一番基礎にしています。その上で少人数、4、5人の班で意見交流をするという。その上にさらに学級全体で論議をしていく、あるいはその班で考えたことをクラスで発表し合うという、そういうふうな段階を踏んで、コミュニケーション能力

を育てるといふ、そういう場をたくさん設けるようになってきております。こうして、自分の思いをたくさん相手に伝えて、相手の思いをしっかりと受けとめて聞いて、さらにその上で自分の考えを広げ、深めていくという、そういう活動に授業も含めて、取り組むようにやっております。学習指導要領の移行期の今、学校ではこういうふうな授業を中心に行っているということでございます。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） ありがとうございます。

ペアから少人数、また学級全体での議論する場を設けてというふうな学習指導要領等の改訂に基づくお取り組みをご紹介いただきまして、非常に心強く感じると共に、1つ紹介をさせていただきたいなと思うんですけども、東京の麴町中学というところの学校改革の取り組みが全国でも非常に注目をされております。4月にその校長先生のお話を聞く機会がございまして、5月に東京に行った際に見学にも伺わせていただきました。ちょっとお時間を割いて、そこで印象に残ったことを参考にご紹介をさせていただきたいと思えます。

いろいろ目を引く改革をされているんですけど、ポイントの1つに他者目線という言葉を私は非常に印象に残ったものとしてございます。1つ具体的な例を申し上げて言いますと、3泊4日の修学旅行、これはもう野洲の公立中学校でも一緒かと思いますが、1泊2日の旅行の企画をするための3泊4日の修学旅行を使って、それを後で実際にその企画をして、プレゼンテーションまでするというところで、子どもたちは旅行前から何をどこを取り上げようかという企画といいますか、取材先といいますか、具体的には修学旅行の訪問先になるんですけども、そういうディスカッションから始まって、取材をする。その中で当然、旅行先の方との会話が生まれますし、また持ち帰ってからどうプレゼンテーションするか、さらに生徒同士のディスカッションが生まれ、最後にプレゼンテーションまでして、順位付けまでされるということで、非常に面白いといいますか、有効な取り組みだなというふうに感じたわけでございます。そっくりそのまままねするのは難しいと思うんですけど、私が申し上げたいのは、子どもたち自身が企画をする、考える、行動する、発表するという、こういう仕組みを何とか野洲でも取り入れられないかなというふうに考えております。

私の地元では、中学生の地域貢献活動というのがお取り組みいただいております、私

自身も自治会の役員として中学生が手伝いに来てくれる、非常にありがたいといいますが、助かるんですけども、まだこの段階では自治会として、「これ、手伝って」と言ったことに対して、手伝っていただけるわけなんですけれども、例えばそうした機会にも子どもたちから意見を言ってもらったり、自主的に企画してもらったりということができたら、もっと創造的になっていいなというふうに思うんですけども、こうした子どもたち自身が企画し、議論し、行動するというふうなお取り組みを今後ご検討といいますが、取り入れていただくことはどういうふうにお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 今のことについては、既に中学校では校外学習、まあ修学旅行ももちろんそうなんですけども、時間をグループ学習の時間というのを設定しまして、どの中学校もそのグループ学習については何を見に行く、どこに見に行く、何を狙いにするのかというようなことは、それぞれの中学校で既にもう論議をして、自分たちで企画、立案をして、時間帯や行動、行き先も、そんな2泊3日全部ではないですけども、部分的にこの部分というふうな形では既に企画をしております。

私も麴町中学校のお話を聞いたことがあるんですけども、旅行会社の人に来ていただいて、その企画段階から説明を受けたりとか、あるいはプロの写真家に来ていただいて、こういうふうな写真というふうにされていますので、まだまだそこまでにはいっておりませんが、野洲市なりに子どもたちに修学旅行だけではないんですけども、中学生の校外学習についても、その修学旅行に向けて、事前にといいますか、例えば3年生が修学旅行へ行きますけども、2年生の校外学習では自分たちで企画して、例えば京都市内をどういうふうに回って、何を見に行くんやというような、そういうふうなのを企画、立案は子どもたちに任せて、その上で実施をしているという実態もございますので、そんなにかげ離れてはいないというふうに思うんですけども、東京ほどではできておりませんが、そういうふうなのを目指して、これからももっとさらに続けられたらというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） ありがとうございます。野洲市としても、ご努力をいただいているということで、大変ありがたく思います。

と同時に、そこにもう一点、今、教育長からのご紹介の中になかった部分として、他者

目線というのがございます。やはり、いろいろ企画する段階の中で、誰か自分たち、まあ私、グループ、その中にとどまらず、誰かに発表するんだということがあれば、なお、やはりその発表の中に、いろいろディスカッションの中身もそこでより変わってくると思いますので、ぜひそうしたことも取り入れていただければと思います。よろしく願いいたします。

さて、次の質問に、大きな項目2つ目に移らせていただきます。

均衡ある発展というのが非常に大きな課題になっているというふうに考えております。本市は平成16年10月、旧野洲、中主2町の合併により発足以来14年が経過いたしました。人でいえば、中学生にあたり、分別や体力もしっかりしてくる時期でございます。しかし、本市の現状はさまざまな課題が山積しております。最も大きな課題で避けられない大きな波が人口減少と超高齢化です。そして、我々はその中で均衡ある発展を目指し、健全な野洲市を維持していかなくてはなりません。この観点から市長にお伺いをいたします。

周辺地域の縮小を招いてきた要因の1つに、市街化調整区域における時代にそぐわない住宅建設等に関する規制がございました。これは調整区域に長年住まう市民がその子どもの世帯の家を建てることにも非常に時間を要したばかりか、節税の思惑も絡んで、空き家を放置する要因ともなって、空き家が時間と共に、危険な特定空き家化してしまうなど、課題の大きい規制でした。本年2月の第1回定例会における鈴木議員の代表質問への市長答弁で、むやみな乱開発ではなく、地域の有効な宅地を活用し、建設できるような条例を検討している旨、発言があり、調整区域に住む市民が期待を寄せているところです。今議会でも都市計画税に関する質問への市長答弁で、空き家を売れない状況等の打開に向けた取り組みについて触れていただきました。改めて市街化調整区域における土地、空き家の利活用などについて、その後の経過や今後の方向性、条例の具体像はどうなっているか、お伺いをいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 東郷克己議員の市街化調整区域の旧宅地の活用についてのご質問にお答えいたします。

私としては、もう市長になった当初から、市街化調整区域の宅地であったものが取り壊されると建てられないというこの制度は矛盾していると。下水道、上水道、電気、そして市道ですとか電話ですとか、基本的な住居要件の社会資本が整備されている土地がどんど

ん活用されないままになっているわけですし、市税の観点からしましても、税収がきちつと入らないということもありますし、防犯、保安の観点からも空き地があるということはおごみの不法投棄とか、本当にマイナスばかりですので、何とか制度化できないかという議論をしていたんですが、担当課からなかなか難しい、難しいということなんですが、昨年度から具体的に真剣に取り組みまして、制度化ができるということですので、今回、いろんなところにご提案、相談をかけています。

制度設計としましては、市街化区域と市街化調整区域のこれ、いわゆる線引きといえますか、これが野洲の場合、昭和45年7月15日からされています。それ以前からの宅地として利用されているところとそうでないところにも振り分けた上で、それとあと建築確認がされているかどうか、そして過去10年以上おうちが建っていたかどうかという要件で、また具体的には今月の全員協議会で制度をお示しした上で、あとパブリックコメントに供した上で、次回の市議会にご提案させていただきますけども、今、ちょっと途中まで言いましたけども、要するに旧の集落ですと、線引き以前からおうちが建っています。10年以上が要件ですから、そこが壊されても、もう一度おうちが建つという制度設計をしたいと思っています。

それと、広い土地の場合がありますから、その場合も区分をして、分割をして、最低200平米以上という条件で売却をしていただいて、個人が取得をして、おうちを建てていただく。いわゆる低層の居住用の建物という前提で今考えております。

できるだけ使い勝手のいい、かつ乱開発にならないような、あるいはいきなり旧の集落に賃貸マンションが建たないようなというような制度設計を考えています。こうすることによりまして、今ご指摘いただきましたように、人がまた新たに住める、土地が活用される、コミュニティーがもう一度生き返ってくるということが出来ますし、あと住まないけれども、都市計画税のときにもご議論がありましたように、家があると下の土地が減免されますが、なくなると減免されないということで、住まない家が放置されていますから、それも防げますし、もう一つは、今、空き家の行政代執行も予定をしていますが、もう所有者のない土地に代執行をしに行くと、貴重な市民の税金で壊した費用が回収できない見込みなんですが、それについても制度を使って売却をして、投資した経費が回収できる可能性も出てきますので、いずれにしても、いろんなメリットが享受できるのではないかと思っております。

制度につきましては、今申し上げた旧の集落の旧の宅地が、建物がなくなっても使

っていただけるような制度設計をしたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） 詳しくご説明ありがとうございました。私の地元でも空き家、あるいは空き家予備軍が多々ございます。若干不謹慎にもなりますけれども、高齢のみ世帯等を考えれば、誰しも永遠に生き続ける人はいないわけで、そうした観点で考えますと、余り考え過ぎると気がめいてくるような現実が私の地元にもございますので、そうしたところから活性化、この生き返るといふような表現を使っていたいただきましたけども、非常に期待するところは大きい内容でございます。また、私たち議員といたしましても、これをさらによいものにしていけるように、議員としてもまた努力を重ねてまいりたいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

地元中主地区の活性化という点では、湖南幹線の延伸は大きな期待が寄せられる事業です。この事業を真に地域の活性化につなげるためには、単に道が通るだけでなく、沿道の確保や周辺地域の発展を促す施策により、健全な開発投資を呼び込むことが不可欠です。このような折、野洲市では人口減少や少子高齢化社会においても、持続可能な都市の実現を図るため、コンパクト・アンド・ネットワークの考えに基づき、本年、立地適正化計画を改定されました。都市機能誘導区域や居住誘導区域を設定され、見直し、利便性が高まったおのりやすなど、公共交通ネットワークの強化、治水対策などから成る計画でございます。この計画を含め、スムーズな道路交通網の整備と既存道路の適正な管理についての方針をお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今後の幹線道路、国道8号バイパス、湖南幹線の整備が促進されることに伴っての市内の道路の整備ですけれども、先ほど山崎議員のご質問にもお答えいたしました。これまできちっとした都市計画道路が全然整備ができていません。これは幹線が遅れていた、あるいは遅れていたじゃなしに、両方ともとまっていたんですけど、実際、本当にとまっていた。ですから、それに伴って、道路整備がなかったんですけど、今後、例えば湖南幹線が整備されると、市道との接続が本当に悪いです。今は農道で横断をしたり、いろんなところで横断していますが、農道は基本的に横断ができなくなりますから、そうしますと、例えばですけれども、木部から西河原へ向かっている市道があります。

唯一信号があるところですけども、あれは歩道もない、きちっとした道ではないですから、おそらくあの道はきちっと歩道付きの市道に整備をしないとイケませんし、今回も交差点とかは若干広げるんですけども、それでは追い付きませんので、そういった整備がどんどん必要になってきます。先ほどもお答えしましたように、全ての絵を今描けませんけども、まずは駅へ向かってどうするのか、両方、これは湖南幹線、そして国8、両方、やはり駅へ向かってどうするのかというところからどういうふうに幹線にアクセスできるのかといった両方の観点からの整備計画を立てていく必要があると思っています。

あと4年か5年で本当に両方の道が開通しますので、ここ1、2年の間にもう一度道路整備の計画をきちっと立てると共に、できれば都市計画税をお認めいただければ、それと見合った整備計画を立てていきたいと思っています。道路と共に、これもご質問あった排水計画、これも全然目に見えていないんですが、本当に課題になっていまして、前回の都市計画の見直しのときに、ご承知だと思いますけど、西河原の特定保留地ということで、暫定的に都市開発をしようと思っておられた土地がありました。私が市長になったときに、その計画を進めるということで、土地区画整理事業のシミュレーションの予算を要望があって付けました。そしたら、巨大な調整池をつくらないといけないので、結果的には減歩率が高くなって、地権者の方が開発を諦められたんですけども、これも、道路もそのときは目処がなかったんですが、これが道路が整備ができて、かつ排水対策ができるようになったら、有為な土地が生きてくると思っています。

それと、1問目にも関連するんですけども、野洲の場合、今、市内の事業所が本当に設備投資が盛んでして、3倍に増やしたいとか2倍に増やしたいとか、あるいは毎年100人以上は従業員を増やすという計画をたくさん聞いています。そうしますと、これまでみたいに駅へ行って、駅から電車に乗って、京阪神に行くという通勤、就労スタイルじゃなくて、市内の事業所に直接おうちからアクセスできるとなれば、何も駅に近いからとかということだけが都市、居住の要件ではなくなってくると思いますから、そういった観点からも新しいまちづくりのプランを立てていかないと思っています。

○議長（橋 俊明君） 東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） ありがとうございます。

今、後半でおっしゃっていただきました駅から職場へというのではなく、ご自宅から直接市内の職場へというふうなお話でしたが、やはり冒頭申し上げたこの大きな質問のタイトルにもいたしました均衡ある発展ということを考えますと、そうした発想がよ

り重要になってくるかというふうに思います。やはり、中主の方でいえば、第2というふうな位置付けで、地域拠点ということで位置付けられてもおりますし、その駅周辺と地域拠点、そのつなぐ道路網等々のこの構想がございますので、しっかりと進めていただくことによって、野洲市が将来にわたって、健全な状態で維持、さらには発展できるように取り組みを継続してお願いをいたしたいと思います。

3つ目に移ります。

今も少し触れていただきました住宅整備に欠かせない雨水排水整備計画が策定されていますが、現在も有効な計画として残っているか、お伺いをいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 雨水排水計画についてのご質問にお答えをいたします。

まず、合併前のことから申し上げますと、旧中主町の地域では、中主町公共下水道基本計画というのが昭和53年に策定されています。これは、現在の雨水排水計画の運用基準には適合しない古い基準でして、ただまだこれしか、今、旧中主町エリアには計画がないという状態です。

本来、新市になったときに、旧中主町と野洲の両方あわせてもう一度見直すべきなんですけど、全然計画が改めてられていません。そして、ご存知いただいているように、旧中主の場合は、西河原、吉地だけを下水道でやって、あとは野田、今回、公共につなげましたけど、野田、そして安治、そして須原、堤を一本にして、あと吉川と、それぞれ集落排水、これは農業設備をやったということもありまして、一元化されていませんので、下水道計画を改めましたけども、雨水計画ももう一度きちっと見直す必要があると思っています。

今、野洲市の公共下水道雨水基本計画もありますが、今申し上げましたように、旧中主町エリアは入っていませんので、市の、今、全体計画なるものの実態を今後の大津湖南幹線道路の供用を考慮した新たな市街地での検討や、従来からの雨水排水対策等が課題となっている地域においても見直して行って、もう一度きちっと排水がつながる計画を立てていかないといけないというふうに考えています。

○議長（橋 俊明君） 東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） ありがとうございます。

最後の排水がつながるという言葉が非常に印象に残りました。今回の質問を考えるにあたりまして、これまでに計画されておりました、今取り上げました立地適正化計画をはじめとして、総合計画やマスタープラン等々、読み返しましたけれども、やはり今取り上げ

ているテーマでございます。均衡ある発展、あるいは野洲市全体の維持、発展ということをお考えますと、局部だけを考えるのではなしに、やはりこの地域の都市化の計画がこうで、この地域はこういう目的というふうな大枠を考えると、それに必要な道路や下水、あるいは雨水等の排水、あるいは防災等々、非常に総合的な検討が必要であると改めて痛感した次第でございます。十分にこうした点について、ご議論をさせていただいておりますが、一層それを進めていただくと共に、私ども議員といたしましても、こうしたことについて一層関心を持って、取り組んでまいりたいと思っております。

最後に、4つ目の質問でございます。

新たな市街化区域、都市計画区域の策定などについてお伺いをいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今後、2020年度に、滋賀県で大津、湖南の都市計画区分の見直しが予定されています。これは10年に1回という制度になっていまして、5年間の調査をした上で、結果的に10年に1回、都市計画区域を見直すということで、今の時代に合っていないと私は従来から申し上げているんですが、今回につきましては、野洲市のまちづくりビジョンでお示しをこれを既にしています。この中からAランクに位置付けているものを優先的に市街化区域に入れていこうということでやっています。

私は市長になったときに、最初申し上げていたように、野洲市の場合は、今おっしゃったように、全然連担性のない市街化区域設定になっていますし、道路もそれをつなぐという発想ではないです。知らない間に道路ができる、知らない間に市街化区域になって工場が建つと、これは絶対やりませんよと。ということから始まって、前回の見直しのときにもきちっと情報を市民の皆さんにお伝えをして、当事者にもお伝えをして、区域、区分の見直しを行いました。その結果として、例の市三宅、四ツ家地域を一番優先度が高いということでしたから、やったわけですが、今回も、まず制度的には都市マスタープランという制度が、これはもともと都市計画法にはなかった制度ですが、もう今から20年ぐらい前にできて、予備軍をリストアップするという都市マスタープラン、都市計画マスタープランができて、そこに位置付けたものについて、市街化区域に編入していくという手順なんですけど、ここに別の制度が出てきまして、地方創生でさっきから言っていますまちづくりプランをつくりなさい、土地利用計画を示しなさいとなりました。

もう一つ、今、ややこしいのは、立地適正化計画です。今、この4つの制度が実際はあんまり連動しないで動いているんですが、野洲市としては、申し上げましたように、まち

づくりプランは都市マスタープランと整合性をとったプランにした上で、今度の2020年の計画の中に編入をしていきたいと考えています。

それと、ちょっとついでに申し上げますと、立地適正化計画は、これは本当は野洲市みたいなまちのものではなくて、もう市街化区域がスプロール化していつている地域にいかにも市街化区域を埋めていくのかというプランなんですけど、野洲の場合はそれを埋め切ってもまだ足りないんで、両方の作業を同時に進めているという状態です。いずれにしても、2020年には相当の市街化区域の設定をまちづくりプランのAランクを優先にしていきたいと思っています。

それと、ついでに申し上げますと、この10年はさっき長いと言いましたけども、この10年が長いので、大津、湖南で各町が将来を見越して、どんどん拡大しようと思うので、せめぎ合って、なかなか十分に、要望のとおり編入されないんですけども、これをもう少し短くして、5年とかなんかにしてくれると次の5年があるからということになるんですが、この制度ももう少し変えていただかないといけないのと、国道8号、湖南幹線、これは本当3、40年の計画がここ数年で動いていますから、そういう意味では、圧縮をもっとしていつて、野洲の場合は、今申し上げたように、もう少し短期間のスパンで市街化区域の拡大とか適正化が図られるように、今、現に国、県にも言っていますけども、そういういったことが必要かなと思います。

実情としては、工業団地は1年で本当はあり得ないんですけども、国道が通らないと行けないということで、市街化区域に編入して、農地の転用もやっていただきましたので、こういう、いわゆる随意の見直しなんかも使いながら、適正なまちづくりを進めていきたいと考えています。

○議長（橋 俊明君） 東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） 非常に詳しく、また幅広いご説明ありがとうございます。

野洲市の現状や、あるいは将来ということを考えますと、今回取り上げております中主地区、あるいは周辺の地区の維持ということも含めて、と同時に、やはり今いる人たち、あるいはその子どもたちに野洲市に残っていただくという施策と他からまた入っていただく、あるいはお仕事等も会社の立地等も含めまして、そうした今いる人たちを残すということと新しい人たちという両面が必要かと思えます。

さらに、道路整備等も考えますと、市長がおっしゃったように、非常に偏っている現状もあります。ちょっと3、4とか、重複するところもあるんですけども、新しい道路へ

の整備も当然必要なんですけれども、もう一点、今ある道の整備という部分について、非常に地域を回っておりまして、市民の方からご指摘を受ける部分でもございますので、ちょっと付け足しになりますが、この点に関して、市長、ご見解をお願いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 当然のこととして、今活用いただいている道に歩道を整備するかセンターラインが入った道にするというのは、これは物すごい大事でして、従来から私は申し上げています。ただ、なかなかそういう道路には交付金が付かなかつたりとか投資の財源が生み出しにくいわけですね。当然、用地買収から、そして場合によっては擁壁をしていってとか、割合大きな工事、道路の規模の割には大きな工事費になりますから、そういったことからしても、財源が確保必要ですし、あと交差点が結構危ない状態がたくさんあります。見通しが悪かったり、なかなかうまく離合ができないとか。ですから、交差点の円滑化等も含めて、今ある資源である道路、どんどんただつくるだけが道路の整備ではないと思っていますから、むしろ今ある道を拡幅していったり、安全にしていこうという、両方の取り組みを進めていかないといけないと思っています。

課題になった道は本当にたくさんあると思います。さっき申し上げた西河原地域、吉地もそうですし、旧の道が、とりあえず何かラインだけ引いてあって、歩車分離みたいですが、実際あてでない。具体的に言えば、久野部の交差点、これはもう5、60年前からの課題でして、誰も手が付けられなかったんですけども、これは絶対やろうということ、今回、地域の方も本当にお墓まで移動とか、あるいはお宮さんの境内まで協力しようというところまでいっていただきましたし、これは文化庁まで理解をしてくれましたし、県も市と一緒にやろうということですので、まさに今ある道をいかに広げて安全にしていこうかというのは、私は本当に大事だと思っています。

○議長（橋 俊明君） 東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） ありがとうございます。

将来への展望が少し描けてきた思いがいたしますが、まだ当然のことながら、検討段階ということもございますので、実施に向けて、二元代表の一方の立場である私も今後も頑張っていきたいと思っています。どうもありがとうございます。

以上で終わります。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。再開を午前10時50分とします。

（午前10時33分 休憩）

(午前10時50分 再開)

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第13号、第11番、山本剛議員。

○11番（山本 剛君） 第11番、山本剛です。

今月4日から始まりました人権週間もいよいよ今日で最終日ということでございます。昨日も県の人権のイベントがありまして、市長も出席されましたし、私も参加をしてまいりました。それでは、人権週間の最終日に最終の一般質問をさせていただきます。

2点について質問をいたします。

まず、第1点目の質問でございます。

子どもの自己肯定感を育み、多様性の尊重をということで質問いたします。

自己肯定感、あるいは自尊感情という言葉が教育現場で使われるようになりまして、かなりの年月が経ちました。私の知る限りにおきましても、20年以上は経過をしていようかというふうに思います。もともとはセルフエスティームという英語を今は亡き私の知人で、大阪大学におられた池田寛先生が訳され、その後教育現場で広まっていきました。私は自己肯定感という言葉を使いますが、この自己肯定感と学力の間に相関関係があることも研究の結果、わかってまいりました。また、学力だけにとどまらず、意欲やチャレンジ精神、物事に取り組む際に困難があっても簡単に諦めないなど、さまざまなことに自己肯定感が影響していることが研究の結果、明らかになっております。

先日、沖縄県知事に就任された玉城デニーさんが訪米された際、ある場で次のように話しておられます。少し玉城さんのお言葉を紹介いたします。私は父がアメリカ人、母が日本人、外見からするとアメリカ人の雰囲気です。子どものころは髪の毛はもっと赤くて、今より色も白くて、本当にアメリカ人の子どもだと言われてもおかしくない、田舎の町にあって、目立つ存在でした。おっ母、これはお母さんのことですね、おっ母がいじめられている私に教えてくれたことは、10本の指は同じ長さや太さじゃない、みんな違って当たり前なんだから、気にしないでねということだった。もう一つ、人間は外見の顔を脱げば、みんな同じ人間だ。青い血や白い血や、まして紫の血が流れている人はいない。皮や容姿は1枚の皮なんだから、気にしないでいいんだと教えてくれた。だから、私は肌の色の違いは個性だと捉えられるようになった。つまり、私の精神的なダイバーシティーは子どものころに既に身に付けていたと。玉城知事はこのように語り、多様性が尊重される沖縄を目指すとして述べておられます。玉城知事はお母さんによって、自己肯定感と多様性を育

まれたということでございます。

大切なことは自己肯定感です。それも、子どもの時期に自己肯定感が育まれることは一生に関わってまいります。自己肯定感が土台にあり、そこから多様性、すなわちダイバーシティーが認められるようになるのです。今挙げました玉城知事の例はその典型でございます。

しかし、日本の子どもたちの自己肯定感の現状を見ると、諸外国に比べて低いことが調査の結果、わかりました。2014年に内閣府が実施した調査によりますと、日本を含む7カ国（ドイツ、フランス、イギリス、アメリカ、スウェーデン、韓国）の子どもの自己肯定感は、日本以外の国は70%から80%であったのに対して、日本は40%強で、最も低い数値でありました。野洲市の教育、これは就学前の教育ですけれども、も含めまして、子どもたちの自己肯定感を育む取り組みがなされております。

そこで下記の項目について質問をいたします。

まず、1点目ですけれども、自己肯定感を育むための取り組みの現状について伺います。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 山本議員の子どもの自己肯定感を育み、多様性の尊重をについてのご質問の中で、まずその1点目、自己肯定感を育むための取り組みについてお答えいたします。

はじめに、山本議員が「自己肯定感」という用語を主にお使いになっておられますが、教育、保育現場では、ほぼ同じような意味で「自尊感情」という言葉で統一しておりますので、あらかじめお断りしておきたいと思っております。

また、この自尊感情は、子どもたちが生きる力を身に付けるその一番の土台であると教育委員会では考えております。そういう意味では、大きな柱、大切にしながら取り組んでいるという毎日でございます。

その上で、まず本市では、県教育委員会から「自尊感情・学びの礎（いしずえ）プロジェクト実践活動推進事業」という、こういう長い名前なんですが、いわゆる自尊感情について、それぞれ校園所で研究指定を受けておりますので、これに基づいて、子どもたちの自尊感情の育成があらゆる学びの基礎となっているので、それをどんなふうにそれぞれの校園所で育成するのかということを研究する事業、これを教育委員会を中心に行っております。

そして、この事業を通じて、市内全ての校園所において自尊感情の育成に努めています。

就学前から、小中学校、それから市内にあります県立学校も含めまして、一貫して自尊感情を育むための保育、教育活動を実践、研究しております。

さらに、これとは別に、市教育委員会としましては、小中学校に対して年2回、それから幼稚園、こども園、保育園に関しましては、こども課と連携しながら、年1回、人権教育の計画訪問というのを実施しております。ここでは、各校園の人権教育の推進状況を把握し、その上で自尊感情を育む手だてについて指導、助言を行っているところでございます。

また、これらの取り組みの一方で、自尊感情を育む上で、虐待とか、あるいは貧困などの生活背景の厳しい状況にある子どもたちが何人もおります。こうした子どもたちにつきましては、個別支援や、あるいは関係機関との連携などをしながら、こういう子どもたちの自尊感情の育成に努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） ありがとうございます。

県の指定も受けられて、緻密な取り組みもされているということですし、また計画訪問もされて、現場の現状をつかまれて、支援をされているということで、継続した取り組みをしていただきたいなというふうに思いますし、また、今、教育長がおっしゃったように、そのしんどい生活体験を持った者、虐待等も含めてですね、そういった子ども、ややもすれば、自尊感情、自己肯定感が育まれる機会が奪われがちになる。そういった部分を、やはり学校園でカバー、支援をしていく、そういうことが私は必要不可欠であるなというふうに思いますし、今おっしゃったように、こども課等、関係課と連携しながら、そういった層に対しても継続した取り組み、充実した支援をお願いしたいというふうに考えております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

今お聞かせをいただきましたように、本当に校園、あるいは県立学校においても、自尊感情、自己肯定感を育むなどの取り組みを日々実践されているということで、取り組まれている中で、やはり全てがうまくいくという場合ばかりではないというふうに思うんですけれども、取り組んでおられる中で、こういったところはなかなか厳しいとかこういったところはなかなか難しいとか、そういったところもあるかと思うんですけれども、そういった部分で課題というものについてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 取り組んでいる中での課題についてお答えいたします。

自尊感情を育むための実践を市内各校園所で行っているんですけども、この内容は家庭や地域に向けて十分に発信できていないというか、発信はしているんですが、特に課題の重い子どもたちの保護者さんに十分届いていないということが大きな課題かなというふうに考えています。子どもたちの自尊感情を育むためには、学校園、家庭、あるいは地域社会が連携して取り組む必要があるんですけども、こうした多方面への課題がいま一つかなというふうに考えております。

そして、もう一つ、今言いましたように、家庭への支援という部分が大きな課題かなというふうに思っています。子どもたちは家庭で親をはじめとする、身近な大人からさまざまな働きかけを受けているんですけども、こういう部分に言葉かけの少なさであったりとか、あるいは励ましや褒める言葉、こういうことの少なさがあるのかなというふうに捉えています。そういう環境の中で、子どもたちの自尊感情を育むということは非常に難しいわけですから、ここへの支援というのがこれからの1つの課題かなというふうに捉えております。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 今お聞かせをいただきましたように、家庭や地域とも連携しながら、取り組みを進めることが重要であるという部分で、私もそのように思っておりますし、今お聞かせいただいたように、特にしんどい、いわゆるしんどい親に届いていかないということは、この間、教育長の別の質問でも答えられたかと思うんですけども、授業参観には保護者は行かれるんですけども、その後の講演会とか研修会とかになったら、もう帰られるみたいな、それとちょっと似たと言ったら、あれかもしれませんけれども、関心の度合いといいますか、そういった部分でいいますと、やっぱり今おっしゃったような部分、どうしてそういった関心がなかったり、教育委員会なり、学校なり、担任の先生なりの思いが親御さん等に対してなかなか届きにくい、今、そういうところが課題とおっしゃったんですけども、そしたら、いかにそういった親に思いを届けるのか、今考えておられることがあったら、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 課題の重い子どもたちというのは、結構自尊感情が低くて、投

げやりになったりとか、あるいは見通しがなかなか持てない中で、いろんなマイナスの発言をしたりというふうなことがございます。そういう意味では、一般的に支援といってもなかなか難しいですから、特に子どもには個別の支援、それから保護者さんに対しては懇談や、あるいは家庭訪問等を通じて、子どもたちのよさを認める学校でのこういうすばらしいことがあったんですよというふうなことを伝えたりする中で、おうちの方からも具体的な褒め方、こんなふうに褒めていただいたらということも含めまして、支援をしていけたらというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） ありがとうございます。

今おっしゃったように、そういった特にしんどい、いわゆるしんどそう、教育長もわかっていたかと思うんですけども、そういったところに対して、やっぱり一般的な支援ということにとどまらず、個別の支援でありますとか、今おっしゃった懇談でありますとか、あるいはその訪宅でありますとか、いろんな手だてを講じていただいて、自己肯定感、自尊感情が育まれるように継続した支援をお願いしたいというふうに思います。

今おっしゃったように、自尊感情、自己肯定感が低いと子ども自身がマイナスの発言をしたりとかいうこともありますし、教育長もご存知かと思うんですけども、いじめの場合においても、やはりいじめの加害者になっている子も、相対的に見たら、自尊感情、自己肯定感が低いというデータも出ておりますので、そういった部分は継続して取り組みをお願いしたいというふうに考えてございます。

それでは、この質問についての最後の項目であります。自己肯定感をより育み、多様性を尊重するため、今後どのような取り組みをされるか、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 自尊感情を育む具体的な取り組みといたしましては、仲間や家族、あるいは地域社会の中でプラスの共有体験を積み上げることが一番大切ではないかなというふうに考えております。家庭ではあなたが大切、あんたが大事なんやでというふうなことを絶えず伝えていただく、あるいは地域では青少年育成会議でよく言われていますが、子どもは地域の宝であるというふうな捉え方、それから学校園では主体性、多様性、持ち味が発揮できる居場所というふうな中で、子どもたちが自分自身をかけがえのない存在であるというふうに認識できるよう支援をしていきたいというふうに考えています。

今後は、校園と連携した関係機関の子育て支援の強化も必要かなというふうに思っておりますし、また子どもたちがなかなか外に出ることが少なくなっているんですけども、地域での居場所づくりというふうなことも生涯学習関係機関と連携しながら、今後も考えていけたらというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 非常に前向きな回答をしていただいて、心強く思っております。本当に、やっぱり大人もそう思うんですけども、子どもなんか特に自分の居場所があるかないか、あるいは、今おっしゃったかけがえのない存在であるということが自覚、認識できているかどうか、そのことが本当に私は子どもにとっては特に大事なことでありたいというふうに思いますので、関係機関とも連携をとりながら、一層取り組みを推進されるようお願いしております。

1点目の質問は以上で終えまして、続きまして、2点目の質問の方に移ってまいります。

2点目の質問であります。2点目の質問につきましては、人権センターの移設についてということであります。

野洲市公共施設等総合管理計画第1期（2017年度から2026年度）に基づいて、庁舎再編、施設の更新、統廃合、長寿命化など、市内123施設のあり方が検討されています。その中に人権センターを発達支援センターとするということも含まれています。そのことに伴い、人権センターの市民交流センターへの移設も考えられています。現在の発達支援センターが利用者の増加によって、狭くなっていることや建物の老朽化により、使い勝手が悪くなっているということもあり、今のままではよくないということは十分理解ができます。以前も、人権センターを発達支援センターとするという話が出ましたが、改修に係る費用が思った以上にかかるということから、その話は一旦はなくなりました。

ところが、今回、再びその案が出され、先日、地元への説明会がなされました。地元説明会では発達支援センターが人権センターに移転してくることに異論はないけれども、今の利用者の活動の場をどう確保してくれるのかという意見が参加者の多くから出ておりました。人権センターの移転先は現在の市民交流センターという計画案が出されておりますけれども、子ども会やその保護者たちは現在の場所で活動をしております。また、子ども食堂や県内で唯一取り組まれている識字教室も人権センターで開かれております。

説明会におきましても、市民交流センターまで子どもを送迎できないという声が出され

ておりました。また、識字教室も受講生のほとんどは自動車の運転ができないのが現状です。以前、全員協議会でも発言したと思いますけれども、人権センターは障がい者や高齢者などのことも考えて、交通の便のよいところにすべきだと私は考えております。発達支援センターを現在の人権センターに移設するのも、交通の利便性が考慮されているというふうに聞いております。それであるならば、人権センターも交通の利便性を配慮して、場所を考えるべきだと思います。人権センターを交通の便がよい場所に移転ということであれば、現在の利用者の負担もそれほど重くならないと考えます。

そこで、以下の点について質問をいたします。人権センターの移転場所は市民交流センター以外の選択肢はないのか、伺います。

○議長（橋 俊明君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） それでは、山本議員の人権センターの移設についてという中の1点目でございます。人権センターの移転場所は市民交流センターの以外の選択肢はないのかという点でお尋ねでございますので、お答えをさせていただきます。

人権センターの移転場所につきましては、利用者が来庁しやすく、仕事もしやすい場所としまして、庁舎や市民活動支援センターのあった現在の野洲図書館のフリースペース、北部合同庁舎などを検討してまいりましたが、最終的に人権施策を推進する機能を有している市民交流センターが最適であると判断をしたものでございまして、その他の選択肢はないものと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） いろいろ考えた末に市民交流センターが落ちついたというご回答でしたけれども、先ほどから言っておりますように、いろんな活動が現在の人権センターで取り組まれているということもありますし、その活動自体も、例えば子ども会にしましても、人権センターの前の地域総合センター、さらにはもっと以前でいいますと、今はもう解体されて、駐車場になっておりますけれども、教育集会所において取り組まれてきたと、いろいろその活動がずっと、いわゆる年数の浅い取り組みではなくて、いわゆるその課題解決に向けて、地域内において継続した長い取り組みがされてきたと、そういったことを、私は、やっぱり十分考慮、配慮をいただいて、場所を選択すべきであるというふうに考えておりますし、今、市民交流センター以外の選択肢はないというご回答だったんですけれども、これは今ですね。これはもう結論ということではなしに、計画案というこ

とであると思いますので、これは、やはり継続して考えていただいて、地元なり、利用者の方が十分納得するような結論を出していただくようにご努力を願いたいというふうに考えております。

それに関わって、2点目の質問ですけれども、先日、説明会をしていただいて、利用者の方も来て、説明も聞かれたんですけれども、今後、利用者の方の思いを聞く余地はあるのかどうかについて伺います。

○議長（橋 俊明君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） それでは、山本議員の2点目のご質問でございます。利用者の思いを聞く余地はあるかということでございます。

発達支援センターの利用者の思いとしましては、老朽化した建物から安全で広い場所に移動したいという思いがございます。人権センターの利用者の思いの中では、地元主催で行われている文化の集いや夏祭りなどで、従来どおりの利用を要望されておりまして、移転後におけるホールでの利用は可能であるとお答えをさせていただいております。ただし、週3回の自主活動学級につきましては、発達支援センターの計画から、提供できるスペースが全くなく、対応ができないと答えております。自主活動学級につきましては、地域の自主的な活動として実施されているものでございまして、求めに応じて教育委員会が支援を行なっているところでございますが、市としましては、保護者会の自主的な活動であり、自治会館での運営ができるのではないかとお願いしているところでございます。

しかし、地元ではそもそも人権センターを部落解放の活動拠点としてシンボリックな場所としての思いが強いというようなことから、継続しての利用を求められているところでございます。現状では、この点について解決の見通しが全くございません。現人権センターの建物が人権施策の拠点となることは、発達支援センターと並存することになりまして、この点については、市の計画とは相入れない状態であります。

このままの状況が続くようであれば、発達支援センターの計画どおりの整備にも大きく支障を来すこととなります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 今お答えいただいて、先日の説明会でもそのあたりについては、ちょっと平行線というような印象があったんですけれども、その場でも部長も聞いておられたと思うんですけども、発達支援センターが来ることについては、別に反対とかいうよ

うなことは全くなかったと。そのことについては、広く人権ということで考えたら、やっぱり発達障がい的小朋友さんやある程度の年齢がいった方についても、場所がきちんと確保されるべきやということは、その説明を聞かれていた参加者もそういうような思いを持っておられたというふうに思います。

ただ、自分たちのその活動の場所を、やっぱり確保してほしいということがありましたので、その点については、もう少し継続して、そういった人の意見、要望、希望等を聞いていただいて、もう少しよい着地点といいますか、うまく折り合いが付くように、継続して進めていっていただきたいというふうに思うんですけども、その点についてはどうでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） 先ほどもお答えをさせていただきましたが、先月、11月14日に説明会をさせていただいたとき、さまざまなご意見をいただきました。そういったご意見を集約をさせていただきますと、先ほどもお答えさせていただきましたように、なかなかこの人権センターをシンボリックな場所というようなことで、強い思いを持っておられるというようなことを確認させていただきました。

この点につきまして、今後できたら自治会館、そういったところの施設を有効に活用していただいて、必要な自主活動学級等につきましては、そちらの方で継続してできるのではないのでしょうかというようなことで、お問い合わせをさせていただいておりますが、ちょっとなかなか見通しが立っていないという状況でございますので、今後のことにつきましては、現在のところ、まだ具体的な方策といいますか、考えがまとまっておりません。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 今回の段階ではこれぞという具体案がちょっと示せないということですけども、やはりウイン・ウインの関係といいますか、誰にとってもこれでよかったなというような結果になるように丁寧に進めていっていただきたいというふうに思います。発達支援センターも私は大事だと思いますし、人権センターも大事だと思います。どちらも大事な公共施設ですので、その点については利用者の思いを十分酌み取っていただいて、丁寧に進めていっていただきたいというふうに、これは要望ということでお願いをしておきたいというふうに思います。

それでは、最後の質問なんですけれども、現在、人権センターの2階に更生保護サポー

トセンターが入っておられるんですけども、そのセンターをどこに移転する予定か、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） それでは、3点目のご質問でございます。更生保護サポートセンターはどこに移転する予定かということでございます。

更生保護サポートセンター、守山保護区保護司会とは、国の方針で守山市、野洲市で活動拠点が必要となつてございまして、本来なら、人口規模や守山警察署との連携等が必要なことから、守山市内が望ましいのではないかとございまして、守山市の方では適切な施設もないということから、本市の人権センターに場所的な余裕があったことから、平成26年4月から公有財産貸付契約によりまして、人権センター2階の一室を貸し付けている状況でございます。

なお、サポートセンターの今後の移転先につきましては市が関与することではないと、このように考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 国の所管ということで、市が関与することではないと。ただ、現実として、今、人権センターの中に入っているんで、ちょっと市としては、回答すべきことではないということ、それは私もわかるんですけども、いずれどこかに移転はされるのかなというふうに考えております。

また、ちょっと繰り返しにもなるんですけども、やっぱり人権センターの移設ということに関しては丁寧に進めていただきたいなと、利用者がこんなことでは承服できないというようなことにならないように、うまく折り合いを付けて、いい着地点を見出さしていただくようにご努力をいただきたいということを要望しまして、私の質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

○議長（橋 俊明君） 以上で、通告による一般質問は終了いたしました。

本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明11日から12月20日までの10日間は休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） ご異議なしと認めます。よって、明11日から12月20日まで

の10日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のため、申し上げます。来る12月21日は午後1時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。(午前11時24分 散会)

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成30年12月10日

野洲市議会議長 橋 俊 明

署 名 議 員 坂 口 重 良

署 名 議 員 岩 井 智 恵 子